令和5年度(下半期)横須賀市福祉事業所等 に対する物価高騰対策緊急支援事業費補助 (介護分)の詳細について

> 民生局福祉こども部福祉総務課・介護保険課 (介護、福祉有償運送等)

# 補助対象となる事業所①

- 補助対象となる事業所の要件
- 1. 事業所の所在地が横須賀市内にあるもの
- 2. 申請日時点で、3~4ページに掲げる事業について現 に運営しているもの

(障害福祉サービス事業所分の補助については、障害 福祉課にお問い合わせください)

# 補助対象となる事業所②

• 以下のいずれかの事業を行う事業所

グループA (介護関係)

訪問介護	訪問入浴介護	訪問リハビリテーション	訪問看護
通所介護(第1号事業含)	通所リハビリテーション	   短期入所生活介護 	短期入所療養介護
特定施設入所者生活介護	福祉用具貸与・販売	定期巡回・随時対応型訪 問介護看護	地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介 護	認知症対応型共同生活介護	看護小規模多機能型居 宅介護
居宅介護支援	介護予防支援(地域包 括支援センター)	老人福祉施設	老人保健施設
養護老人ホーム	軽費老人ホーム		

※ 居宅療養管理指導は本補助の対象となりません

### 補助対象となる事業所③

• 以下のいずれかの事業を行う事業所

グループB (運送関係)

・福祉有償運送

(横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会に協議の申請等を行っているものに限る)

介護タクシー

(道路運送法第4条に基づく「一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定)」許可を受け、かつ、本市から介護保険等の事業所の指定を受けた事業所に限る)

### 補助金額算定方法

- 補助金額は法人単位でまとめて算定します。
- サービス系列ごとに設定された補助金の基準額を事業所数及び定員数と乗算して算定します。
- ※補助金算定に用いた事業所が令和6年3月31日までに 廃止・休止又は施設系サービスで定員数が減少した場合は、 その期間に応じて補助金の返還が必要となります。

# 補助金額算定における区分及びサービス系列一覧①

区分	サービス系列	サービス名
1	介護系訪問サービス	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護 支援、介護予防支援(地域包括支援センター)、 福祉用具貸与、特定福祉用具販売
2	介護系通所サービス	訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模 多機能型居宅介護

※ 訪問入浴介護は、区分2の「介護系通所サービス」に分類

# 補助金額算定における区分及びサービス系列一覧②

区分	<del>\</del>	サービス系列	サービス名
3		介護系施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護
4		福祉有償運送等	福祉有償運送、介護タクシー

#### 補助金額算定におけるサービス種別の補足

- 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当サービスの み実施している事業所のサービス種別は、「通所介護」とします。
- 介護サービスと介護予防サービス(総合事業における相当サービス含む)の 両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱います。
- 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の両方の指定を受けている事業所は、1 つの事業所として取り扱います。
- 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期入所については、補助の対象となりません。

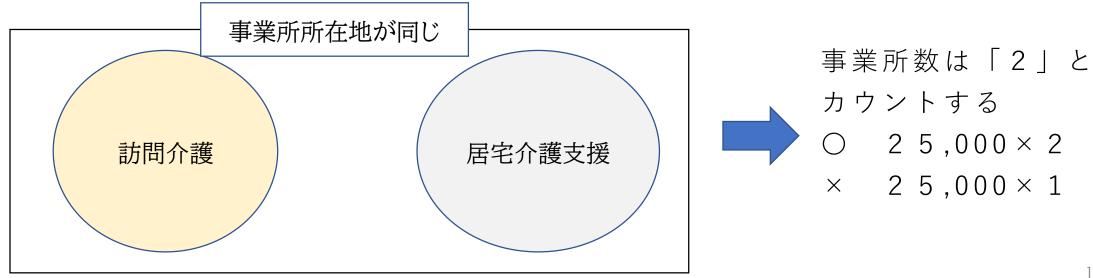
# 補助金算定における基準額

区分	サービス系列	基準額(円)	単位
1	介護系訪問サービス	25,000	1事業所ごと
2	介護系通所サービス	2 3 0,000	1尹未別ここ
3	介護系施設サービス	21,000	定員1人ごと
4	福祉有償運送等	6,000	保有車両1台ごと

#### 補助金額算定のルール① (区分1、2)

- 同一サービス系列内で同一事業所所在地の事業所を複数運営している場合
  - ⇒事業所数は「2」とカウントする

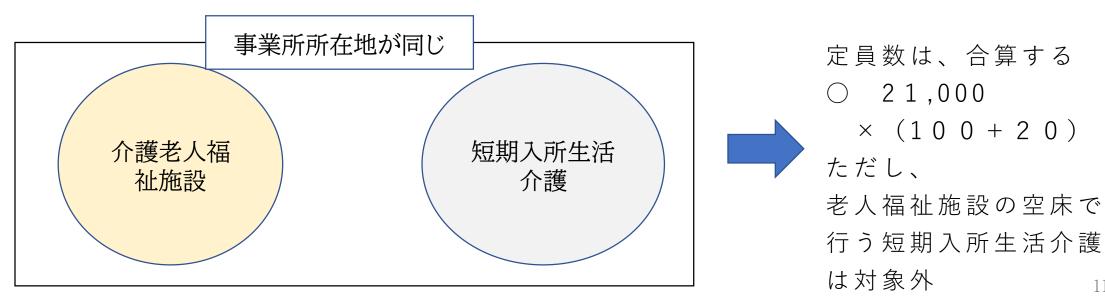
例:訪問介護と居宅介護支援を同じ事業所で実施している場合



# 補助金額算定のルール②(区分3)

- 区分3のサービス系列内で同一事業所所在地の事業所を複数運営 している場合
  - ⇒定員数は合算してカウントする

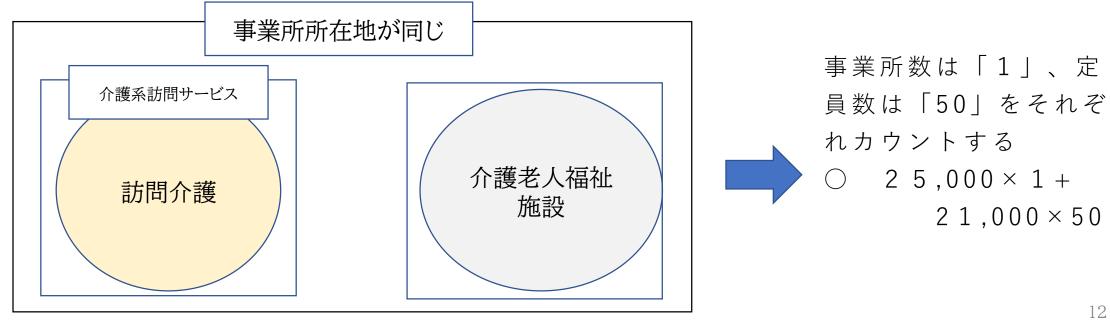
例:介護老人福祉施設(定員100名)と短期入所生活介護(定員20名)を同じ所在地で 実施している場合



# 補助金額算定のルール③(区分3)

- 同一事業所所在地で区分1又は2と区分3の事業所を複数運営し ている場合
  - ⇒事業所数と定員をそれぞれカウントする

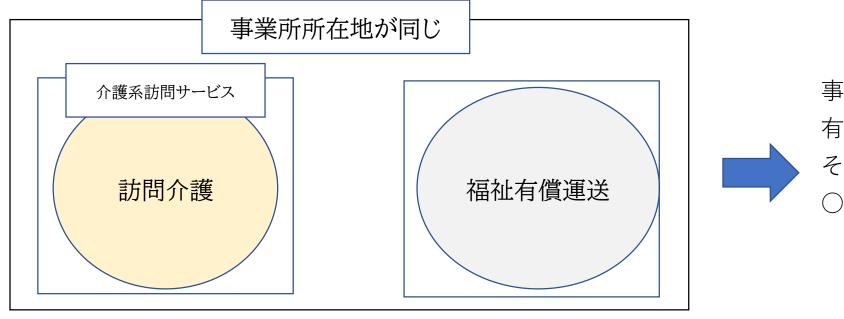
例:訪問介護と介護老人福祉施設(定員50名)を同じ事業所で実施している場合



# 補助金額算定のルール④ (区分4)

- ・同一事業所所在地で区分1又は2と区分4の事業所を複数運営している場合
  - ⇒事業所数と車両数をそれぞれカウントする

例:訪問介護と福祉有償運送(保有車両台数5台)を同じ事業所で実施している場合



事業所数は「1」、保 有車両台数は「5」を それぞれカウントする 〇 25,000×1+ 6.000×5

#### 補助金額算定のルール⑤

#### (障害福祉サービス事業所との関係)

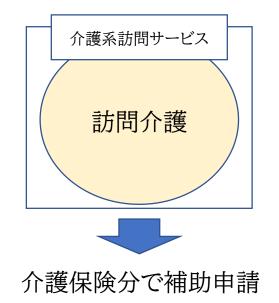
- 介護保険サービスと障害福祉サービスを同一事業所所在地で複数運営 している場合
- ⇒介護保険事業所の補助と障害福祉事業所の補助をそれぞれ申請可能 例:訪問介護(介護)と居宅介護(障害)を同じ事業所で実施している場合

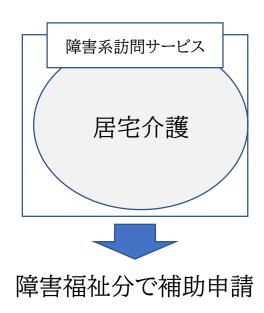


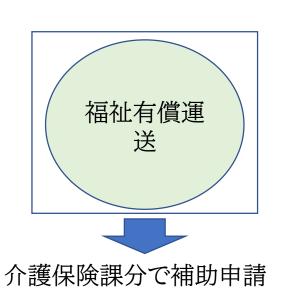
# 補助金額算定のルール⑥(区分4における障害福祉サービス事業所との関係)

- 同一法人において介護保険サービスと障害福祉サービスと福祉有償運送又は介護タクシーを運営している場合
  - ⇒福祉有償運送分の補助は、福祉有償運送関係書類の受付窓口となっている課に申請してください ※介護タクシー分の補助は、<u>介護保険サービスを運営している場合は介護保険課</u>に申請してください。

例:訪問介護(介護)と居宅介護(障害)と福祉有償運送(関係書類を介護保険課に提出)で実施している場合







# 補助金事務スケジュール

日程	内容
令和5年12月25日 ~令和6年1月31日	補助申請受付(原則e-kanagawa電子申請)随時內容審査
令和6年2月	補助金支払い